

会議の名称	令和5年第1回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和5年1月25日(水) 午後2時から 午後2時45分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 あいさつ</li> <li>3 議事録署名委員及び書記の指名</li> <li>4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について</li> <li>(2) 第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)</li> <li>(3) 第3号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)</li> <li>(4) 第4号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について</li> <li>(5) 第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</li> <li>(6) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</li> <li>(7) 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について</li> <li>(8) 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について</li> <li>(9) 報告第4号 農地法第5条の規定による許可を必要とする買受適格証明書交付後の許可申請について</li> <li>(10) 報告第5号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について</li> <li>(11) 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について</li> </ol> </li> <li>5 事務局連絡事項</li> <li>6 閉会</li> </ol>

配付資料	1 令和5年第1回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和5年第1回本庄市農業委員会総会議案 3 事務局連絡事項
主管課	農業委員会事務局

議 事 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻でございますので、ただいまより総会を始めさせていただきます。議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和5年第1回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。本年もよろしくお願いいたします。今日も大変寒い中ですが、これからが一番寒い時期ですので体調には気を付けていただければと思います。それでは、本日も慎重審議をお願いいたしまして、開会のあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>本日の総会でございますが、農業委員の関根委員、農地利用最適化推進委員の細野委員、吉田委員、高橋委員、鈴木幹雄委員より欠席の旨の届出がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>次に、本日の総会は、在任農業委員19名中18名の出席で、定足数に達しておりますので、総会が成立し、在任農地利用最適化推進委員24名中20名の出席となっておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、以降の議事進行は、総会会議規則の規定により、田端会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名について、14番鳥澤委員、15番鈴木良美委員を議事録署名委員に指名します。</p> <p>また、事務局の高群補佐を書記に指名します。</p> <p>次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採</p>

	<p>決に入ります。本日の付議事件は、議案送付時に配布しました議案5件及び報告6件であります。</p> <p>まず、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第1号議案を説明いたしますので、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容につきましては、2ページをお願いいたします。申請件数は、1件でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、傍示堂地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、関根委員でございます。なお、申請地位置図は、3ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、本日、関根委員が欠席ですので、同じ担当地区の福島正紹推進委員の報告を求めます。</p>
福島推進委員	<p>関根委員に代わりまして福島より整理番号1について報告させていただきます。</p> <p>1月18日午後1時頃、関根農業委員と現地確認及び聴き取りを行いました。申請地の概要につきましては、議案書3ページ3-1の地図をご覧ください。申請地は稲荷神社の西に位置しております。</p> <p>申請事由は売買でございます。受人の年齢は44歳、本人の農業従事日数は360日です。農機具は、普通トラック1台、田植え機1台、トラクター5台、</p>

	<p>ブロッコリー移植機2台、軽トラック5台、管理機6台、小松菜播種機1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>第1号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑がありませんので、第1号議案について、許可することに、異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、第1号議案は許可とします。</p> <p>次に、第2号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第2号議案をご説明いたしますので、議案書4ページをお願いいたします。</p> <p>第2号議案、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、5ページから9ページまでをお願いいたします。今回の申請件数は、26件です。田12筆及び畑29筆の面積合計6万5,059平方メートルの利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画についてご説明いたします。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、本庄市が公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、本庄市の定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、「全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること」、「その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること」等を備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を満たしているものと考えます。以上でございます。</p>

議長	<p>ただいま事務局より説明がありました。番号6番は坂爪委員、番号11番から23番は鳥澤委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限に該当しますので、一時退席を求めます。</p> <p>(退席後)</p> <p>それでは、第2号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑がありませんので、第2号議案について、原案のとおり決定することに、異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり決定しました。鳥澤委員及び坂爪委員の復席を許可します。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第3号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第3号議案をご説明いたしますので、議案書10ページをご覧ください。</p> <p>第3号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)を、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する別紙農用地利用配分計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>配分計画案につきましては、議案書11ページをお願いいたします。今回は、耕作者が変更となる土地のみで、畑1筆、面積は記載のとおりでございます。設定する権利は、賃借権となっており、設定を受ける者は記載のとおりです。</p> <p>農用地利用配分計画(案)に対する意見については、「農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること」、「周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと」、「必要な農作業に常時従事する見込みがあること」などの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画(案)の内容については、これらの要件を全て満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>第3号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p>

	<p>質疑がありませんので、第3号議案について、原案のとおり計画することに、異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答します。</p> <p>次に、第4号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第4号議案をご説明いたしますので、議案書12ページをお願いいたします。</p> <p>第4号議案、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを、ご説明申し上げます。本議案につきましては、埼玉県農地調整関係事務処理要領第2章第5-4-(2)-dの規定により、意見書を埼玉県知事に送付するため、別紙の農地転用許可後の計画変更申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画変更申請の内容をご説明いたしますので、13ページをお願いいたします。申請件数は、1件でございます。</p> <p>引き続き、整理番号1の計画変更申請の内容をご説明いたします。当初計画者及び継承者の住所氏名は記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の田1筆です。昭和48年7月10日が許可日となっております。</p> <p>本案件は、令和4年第8回総会の「第40号議案、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」におきましてご審議をいただきました整理番号2と同所でございます。</p> <p>申請地位置図は、14ページをお願いいたします。計画変更申請の内容ですが、当初は、貸住宅用地としての転用許可でしたが、今回、当初計画地の一部、第8回総会における第40号議案と同様、未着手となっている部分でございますが、こちらを自己用住宅用地とする計画変更でございます。計画変更する理由については、当初計画者は、約2,091平方メートルを貸住宅用地として転用し、当該地の南側については計画を進め現在は宅地となっております。しかしながら、北側は現在5画地に分筆されているものの、うち4画地については未着手の状態となっております。当初計画者は、現在、宅地開発事業から撤退しており、当初の計画をこれ以上進めることが難しい状況であったところ、今回の計画の話があったため、未着手の画地のうち1画地につきまして、今回の計画変更申請に至ったものでございます。</p> <p>なお、本議案の転用許可の意見書送付については、第5号議案の整理番号2で、ご審議をいただく予定でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>第4号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございま</p>

	<p>せんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑がありませんので、第4号議案の計画変更申請について、承認相当とすることに、異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、第4号議案は承認相当として埼玉県知事に意見書を送付します。</p> <p>次に、第5号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第5号議案をご説明いたしますので、議案書15ページをお願いいたします。</p> <p>第5号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、16ページをお願いいたします。申請件数は、使用貸借権2件及び所有権移転5件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から整理番号7までを、順次、事務局から説明及び地区担当委員から報告、その後一括して質疑並びに審議とします。まず、整理番号1について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1をご説明いたしますので、16ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町下真下地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。令和4年8月30日に、農用地区域から除外となっております。地区担当は、坂爪委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、17ページをお願いいたします。5-1については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありませんが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいてないものと考えます。以上でございます。</p>

議長	整理番号1について、坂爪委員の報告を求めます。
坂爪委員	<p>18番坂爪が報告させていただきます。1月21日午後1時頃、新井推進委員と現地確認及び渡人から聴き取りを行いました。申請地の概要については議案書17ページ5-1の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は児玉工業団地東側の外周道路沿い、工業団地内遊水地グラウンドから北東約100mに位置しております。恐れ入ります、議案書16ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地としての使用貸借権の設定となっております。借受人と貸渡人の関係は親子になります。</p> <p>現在、申請人はアパートにて家族3人で生活していますが、今後家族が増え、子供の成長などを考慮し実家付近で自己用住宅の建築が必要になり今回の申請に至りました。</p> <p>以上の事から、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告します。</p>
議長	次に、整理番号2について、事務局の説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号2をご説明いたしますので、16ページをお願いいたします。整理番号2につきましては、さきほどの第4号議案においてご承認をいただきました整理番号1の案件となります。</p> <p>申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、永尾委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、18ページをお願いいたします。5-2については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいてないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号2について、永尾委員の報告を求めます。



永尾委員	<p>11番、永尾より報告させていただきます。</p> <p>1月21日午前8時半頃、宮部推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書18ページ5-2の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は児玉高校から北西約350mに位置しております。恐れ入ります、議案書16ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転となっております。</p> <p>申請人は本庄市内の借家で生活しています。申請地は住環境が整っており、将来家族が増えることを考え、マイホームの建設を計画いたしました。</p> <p>以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号3について、事務局の説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号3をご説明いたしますので、16ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町塩谷地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、鳥澤委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、19ページをお願いいたします。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号3について、鳥澤委員の報告を求めます。
鳥澤委員	<p>14番、鳥澤より報告させていただきます。</p> <p>1月21日午後1時半頃、鈴木幹雄推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書19ページ5-3の地図をご覧ください。申請地は、眞鏡寺から南東すぐのところの位置しています。恐れ入ります、議案書16ページにお戻りください。</p> <p>申請事由は、太陽光発電施設用地です。受人は太陽光発電事業を営んでおり、事業拡大のため、申請地を譲り受け太陽光発電施設として利用したいとのことです。</p> <p>申請地周辺は南側を除き宅地に囲まれており、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、また農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあ</p>

	たつては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告します。
議長	次に、整理番号4について、事務局の説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号4をご説明いたしますので、16ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、宮部延一委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、20ページをお願いいたします。5-4については、第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は、許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号4について、宮部延一委員の報告を求めます。
宮部延一委員	<p>10番、宮部より報告させていただきます。</p> <p>1月21日午後1時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書20ページ5-4の地図をご覧ください。申請地は、児玉小学校から東に約100mに位置しています。恐れ入ります、議案書16ページにお戻りください。</p> <p>申請事由は、太陽光発電施設用地です。受人は太陽光発電事業を営んでおり、事業拡大のため、申請地を譲り受け太陽光発電施設として利用したいとのことです。</p> <p>申請地は用途区域に指定されており宅地化が進んでいます。また農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあつては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告します。</p>
議長	次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号5をご説明いたしますので、16ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部延一委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、21ページをお願いいたします。5-5については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにお</p>

	<p>いてないことから、本申請は、許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号5について、宮部延一委員の報告を求めます。</p>
宮部延一 委員	<p>10番、宮部より報告させていただきます。</p> <p>1月21日午後1時15分頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書21ページ5-5の地図をご覧ください。申請地は、国道254号線大天白交差点から東に約300mに位置しています。恐れ入ります、議案書16ページにお戻りください。</p> <p>申請事由は、太陽光発電施設用地です。受人は太陽光発電事業を営んでおり、事業拡大のため、申請地を譲り受け太陽光発電施設として利用したいとのことです。</p> <p>申請地は用途区域に指定されており宅地化が進んでいます。また農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われまます。以上、ご報告します。</p>
議長	<p>次に、整理番号6について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号6をご説明いたしますので、16ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南1丁目地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、田島敏包委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、22ページをお願いいたします。5-6については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は、許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号6について田島敏包委員の報告を求めます。</p>
田島敏包 委員	<p>12番、田島より報告いたします。</p> <p>1月19日午前8時30分頃、宮部推進委員と現地調査を行いました。申請地の概要については、議案書22ページ5-6の地図を参照ください。</p> <p>申請地は児玉南土地区画整理地内、スーパーマーケット西側道路を南約50mに位置しております。</p> <p>申請者は現在児玉町のアパートに夫婦2人で居住しており、将来を鑑み子供の誕生とともに家族が増える可能性を考慮し、自宅建設を決意いたしました。申請地の所有者のご理解をいただき、また住環境もよく居住地に近く変わりなく</p>

	<p>生活を送れると確信し、計画を申請したとのこと。用途地域は第1種低層住居専用地域で周辺は住宅及び道路で周辺農地には支障なきものと推測できます。委員各位の賢明なるご判断をお願いいたします。以上。</p>
議長	<p>次に、整理番号7について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号7をご説明いたしますので、16ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、北堀地内の田3筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、農地改良に伴う一時転用です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、立石委員でございます。</p> <p>本申請は、埼玉県が実施している県道本庄花園線の道路改良工事に伴い、渡人所有の畑が道路用地として買収となったことにより、減少した畑分の確保を目的として、申請地所有者である渡人が田から畑への農地改良を受人に依頼するものでございます。</p> <p>農地改良の合計面積は、3筆2,324平方メートルで、埼玉県の「農地改良等の取扱いに関する要綱」においては、農地改良等の面積が1,000平方メートル以上である場合、許可申請を行うこととされており、本案件は当該事項に該当するものでございます。</p> <p>工事計画でございますが、一時転用期間は許可後1ヶ月です。埋め立てする土の搬出元は本庄市栗崎、土質は耕作土で土量は約1,250立方メートルです。被害防除策は行いませんが、近隣の農地に被害を及ぼさないよう十分な責任をもち管理するとのことでございます。工事完了後の利用計画は、ネギを作付けし、耕作は所有者である渡人とその配偶者が行うとのこと。です。</p> <p>申請地位置図は、23ページをお願いいたします。5-7については、土の搬入等に伴い耕作不能な状態が一定期間継続することから、一時転用の許可対象となるものでございます。提出された工事計画書の内容が埼玉県の「農地改良等の取扱いに関する要綱」に適した計画と認められること、また、一般基準の不許可相当に該当する項目等におきましても、申請書類を審査する限りにおいてないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号7について立石委員の報告を求めます。</p>
立石委員	<p>8番立石が報告させていただきます。1月19日午前11時頃、内田推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書23ページ5-7の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は北泉公民館から北東約300mに位置しています。恐れ入ります、議案書16ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は、農地改良のための一時転用となっております。渡人である地権者は、申請地で米を作付けしていましたが、米の価格や需要が低迷しているため露</p>

	<p>地野菜の作付けを考えていたところ、県道本庄花園線の道路改良工事により、自身の所有する畑が買収され、耕作地が減ったことから今回の申請に至りました。</p> <p>なお、申請地では、ねぎを作付けする予定とのこと。また、搬入する土は貸渡人が所有していた農地の土を使用する予定です。</p> <p>以上の事から、転用目的及び必要性は妥当であり、周辺の農道や水路にも支障を及ぼす恐れもなく、残土処理の可能性もないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われ。以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>ただいまの、整理番号1から整理番号7までの説明及び報告に対し、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑がありませんので、整理番号1から整理番号7までについて、許可相当とすることに、異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、第5号議案は許可相当として埼玉県知事に意見書を送付します。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告があります。事務局より説明を願います。</p>
事務局長	<p>まずは、報告第1号をご説明いたしますので、議案書24ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、25ページをお願いいたします。専決処分件数は、4件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第2号をご説明いたしますので、議案書26ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、27ページをお願いいたします。専決処分件数は、1件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることにより埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第3号をご説明いたしますので、議案書28ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、専決処分</p>

したのでご報告いたします。

届出内容については、29ページをお願いいたします。専決処分件数は、3件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転等をする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。

続きまして、報告第4号をご説明いたしますので、議案書30ページをお願いいたします。

報告第4号、農地法第5条の規定による許可を必要とする買受適格証明書交付後の許可申請について、専決処分したのでご報告いたします。

申請内容については、31ページをお願いいたします。専決処分件数は、1件です。

令和4年第9回総会の「第46号議案、農地法第5条の規定による許可を必要とする農地の競売に係る買受適格証明について」に係る審議により、農地の競売に参加するため、埼玉県知事から買受適格証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人となり、当該許可申請が行われた場合には、許可相当として埼玉県へ意見を送付することの議決に基づき、進達したのでご報告するものでございます。

続きまして、報告第5号をご説明いたしますので、議案書32ページをお願いいたします。

報告第5号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたので、ご報告するものでございます。

報告書の提出件数は、1件で、報告書が33ページ及び34ページのとおりとなっております。

農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権等の権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。

これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。

続きまして、報告第6号をご説明いたしますので、議案書35ページをお願いいたします。

報告第6号、農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理しましたので、ご報告いたします。

通知内容については、36ページ及び37ページをお願いいたします。賃貸借契約合意解約通知書を受理件数は、12件です。農地の賃貸借につき合意による

	<p>解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により、同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>以上で報告を終了します。これをもちまして、本日の議案審議及び報告はすべて終了いたしましたので、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5、事務局連絡事項に移ります。</p> <p>(事務局長説明)</p> <p>以上をもちまして、令和5年第1回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れさまでございました。</p>

令和5年第1回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和5年1月25日(水)					
開催場所	本庄市役所 大会議室					
開会時刻	午後2時					
閉会時刻	午後2時45分					
会長	田端 講一					
会長代理	細野 俊文					
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	糸原 直樹	出席
2	関根 清	欠席		仁手	吉田 芳昭	欠席
3	金井 章夫	出席			高橋 公仁	欠席
4	福島 公博	出席		旭	戸塚 毅	出席
5	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
6	塩原 茂夫	出席		北泉	内田 信哉	出席
7	福田 武久	出席			荒井 康男	出席
8	立石 勝義	出席			門倉 恒茂	出席
9	岡芹 喜行	出席		児玉	田島 勇扇	出席
10	宮部 延一	出席			宮部 豊徳	出席
11	永尾 路子	出席		金屋	倉野内 浩	出席
12	田島 敏包	出席			鈴木 幹雄	欠席
13	田端 講一	出席			鈴木 誠	出席
14	鳥澤 和子	出席	○	秋平	福田 光男	出席
15	鈴木 良美	出席	○		清水 辰雄	出席
16	間正 始	出席			根岸 正一	出席
17	木村 文子	出席		本泉	櫻井 利夫	出席
18	坂爪 裕	出席			木村 雅	出席
19	小賀野 昇	出席		共和	新井 明夫	出席
本庄	細野 林之助	欠席			出牛 康	出席
藤田	小川 忠	出席			山本 道雄	出席
	福島 正紹	出席				

説明員

事務局長	中西 太
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
局長補佐兼農地係長	高群 邦人
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事補	江森 憲太
支所環境産業課産業係主査	森本 克美

書記

局長補佐兼農地係長 高群 邦人